

みどり市観光物産協会 PR キャラクター取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みどり市観光物産協会 PR キャラクター（以下「キャラクター」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「キャラクター」とは、別図のとおりみどり市観光物産協会（以下「協会」という。）が定めたデザインのことをいい、名称は「小菊 華（こぎくはな）」とする。

(使用申請)

第3条 キャラクターを使用する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめみどり市観光物産協会 PR キャラクター使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、協会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 協会が共催又は後援する事業を実施する団体等が当該事業に使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協会が適当と認めるとき。

(使用承認)

第4条 協会は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 協会の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (6) 一定の公益性を欠くおそれがあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協会がキャラクターの使用について不適當と認めるとき。

2 前項の規定により承認することと決定したときは、みどり市観光物産協会 PR キャラクター使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクター承認を受けた者は、その使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない

- (1) 承認された用途のみに使用し、協会の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用者は、キャラクターの使用に関する権利を譲渡又は転貸しないこと。

- (3) 商標登録出願及び意匠登録出願等を行わないこと。
- (4) 第2条に規定するデザインの改変、応用使用はしないこと。
- (5) 「©2018 midorishikankobussankyokai」の表記デザインに合わせて適正に付すること。
- (6) 承認にかかる物品等については、製作を行う前に必ず見本を協会に提出し、上記の遵守事項に反していない協会と確認すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(使用承認の取消し)

第7条 協会は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要領及び承認の内容に違反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協会がキャラクターの使用について不相当と認めるとき。

2 協会は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、みどり市観光物産協会PRキャラクター使用承認取消通知書(様式第3号)により通知する。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、当該使用承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 協会は、使用承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は協会が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。



小菊華 (A)



小菊華 (B)



小菊華 (C)



小菊華 (D)



小菊華 (E)



小菊華 (F)



小菊華 (G)



小菊華 (H)



小菊華 (I)



小菊華 (J)



小菊華 (K)



小菊華 (L)



小菊華 (M)

(様式第 1 号)

平成 年 月 日

みどり市観光物産協会 PR キャラクター使用承認申請書

みどり市観光物産協会
会長 近藤 新一郎 様

申請者 (所在地)
(名 称)
(代表者)



次のとおりみどり市観光物産協会 PR キャラクターを使用したいので申請します。

使用キャラクター	
使用目的	
使用期間	平成 年 月 日から
使用・製作数	
連絡先	担当者名 : TEL : FAX : メールアドレス :

商品として販売する場合は、下記についてご記入下さい。

商品名	
販売価格 (税込)	

(様式第 2 号)

承認番号

平成 年 月 日

みどり市観光物産協会 PR キャラクター使用承認通知書

様

みどり市観光物産協会
会長 近藤 新一郎

年 月 日付けで申請のあったみどり市観光物産協会 PR キャラクターの使用について次のとおり承認します。

使用キャラクター	
使用目的	
使用期間	平成 年 月 日から
使用・製作数	
商品名	
販売価格 (税込)	

(1) 使用条件

キャラクターデザインの使用にあたっては、みどり市観光物産協会 PR キャラクター取扱要領を遵守すること。

(2) 問い合わせ先

みどり市観光物産協会事務局 (みどり市役所観光課観光政策係)

〒376-0192 みどり市大間々町大間々1511

TEL : 0277-76-1270

FAX : 0277-76-9049

(様式第3号)

平成 年 月 日

みどり市観光物産協会 PR キャラクター使用承認取消通知書

様

みどり市観光物産協会
会長 近藤 新一郎

年 月 日付け承認番号 で承認したみどり市観光物産
協会 PR キャラクターの使用については、次の理由により承認を取り消します。

記

1. 取消理由

2. 問い合わせ先

みどり市観光物産協会事務局（みどり市役所観光課観光政策係）

〒376-0192 みどり市大間々町大間々1511

TEL : 0277-76-1270

FAX : 0277-76-9049